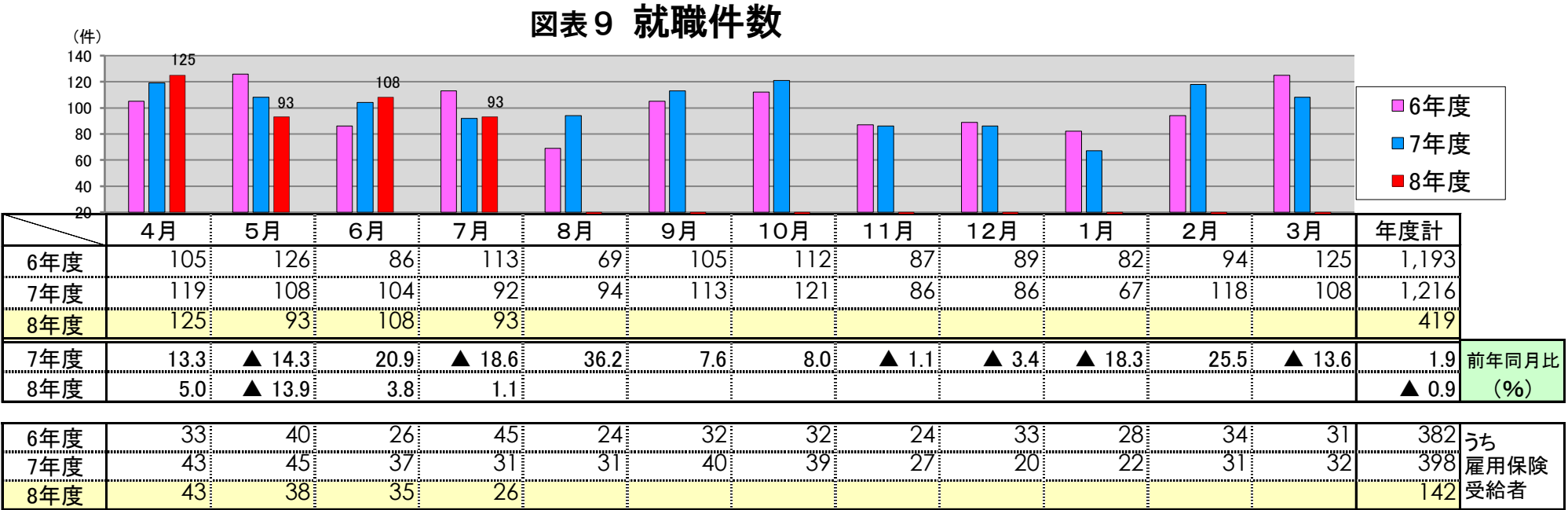
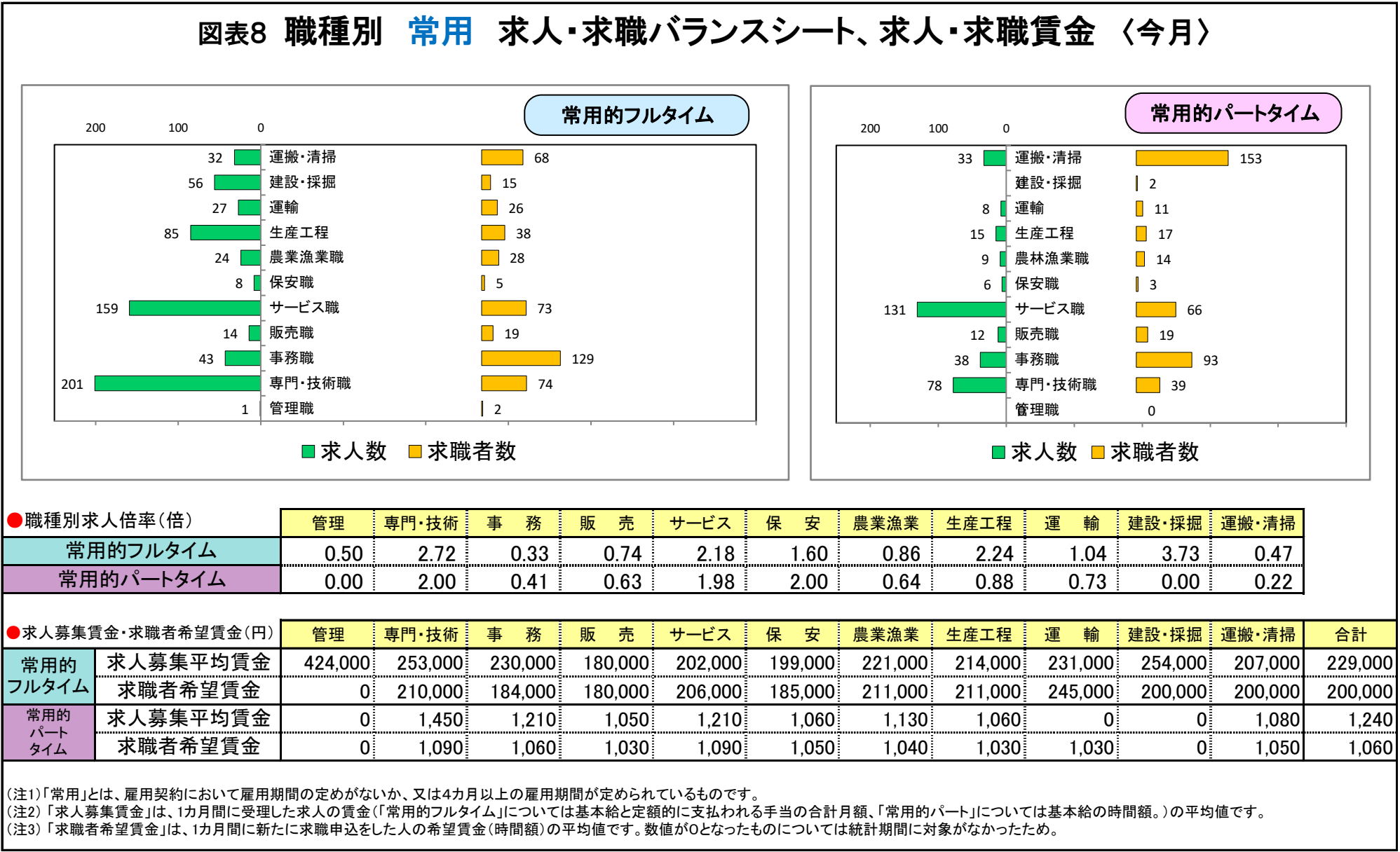
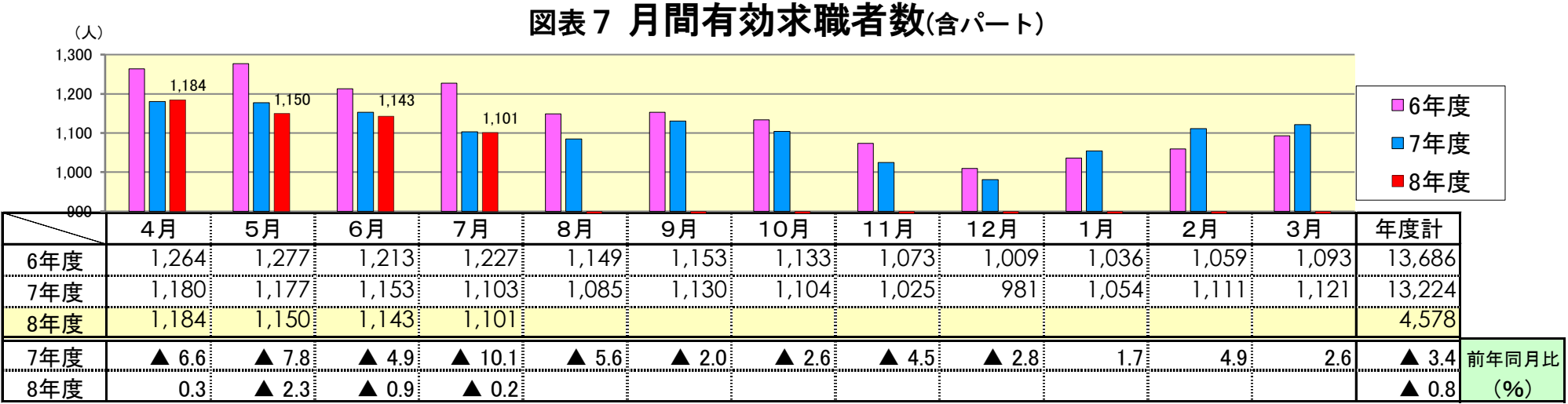
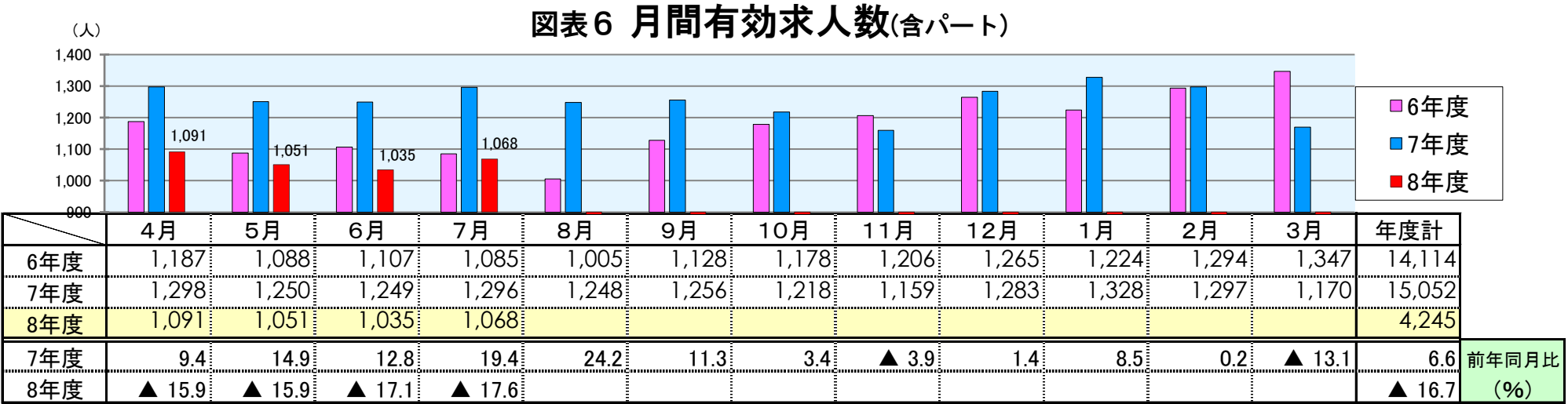
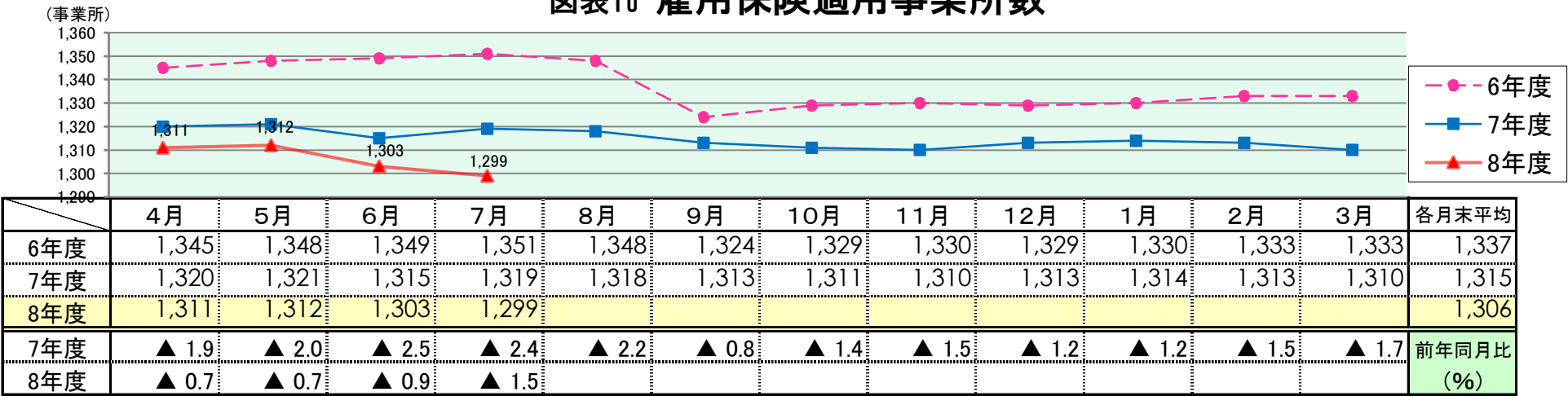
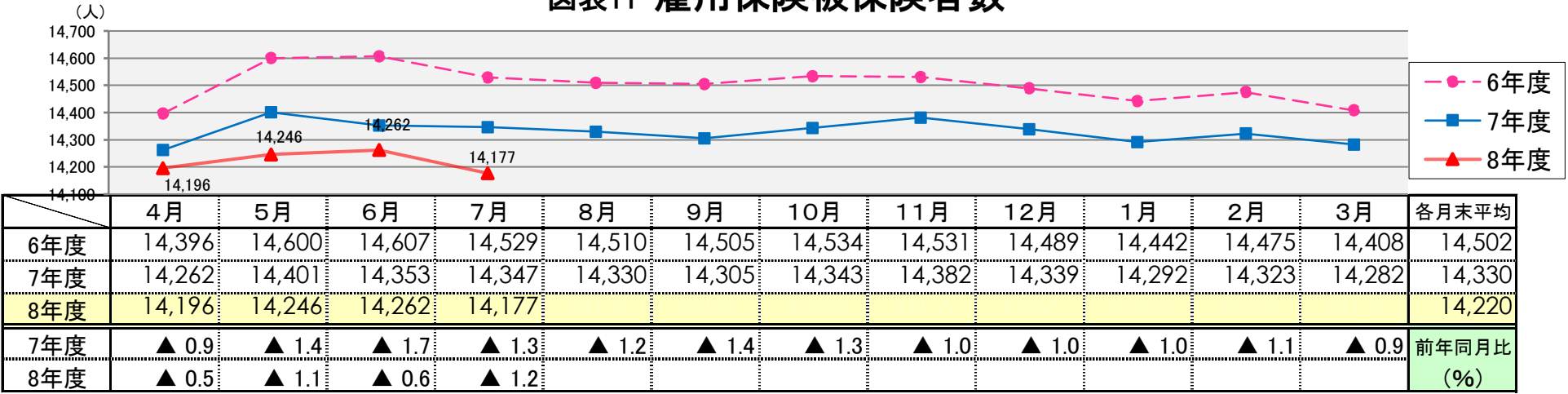




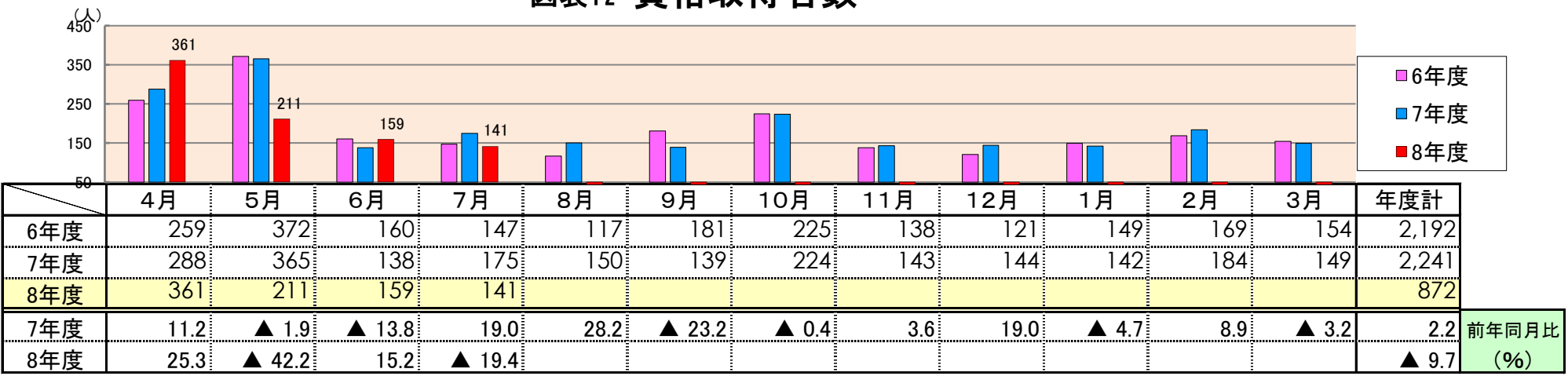
図表10 雇用保険適用事業所数



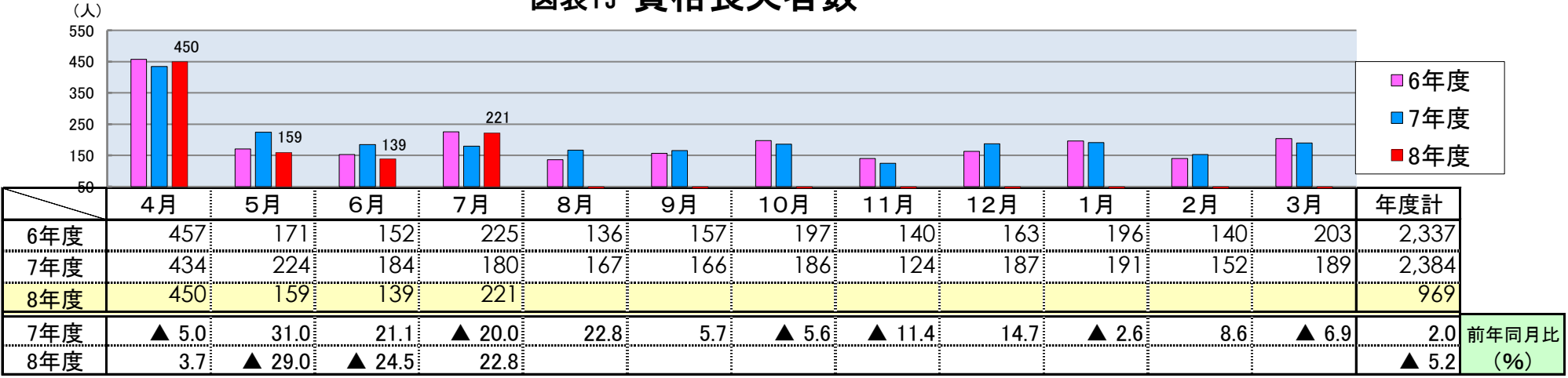
図表11 雇用保険被保険者数



図表12 資格取得者数

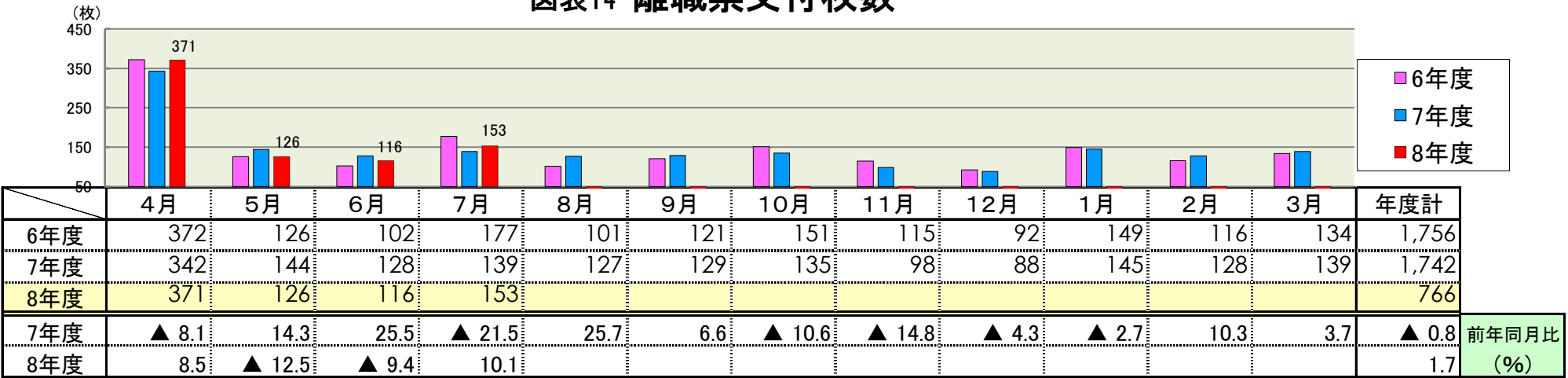


図表13 資格喪失者数

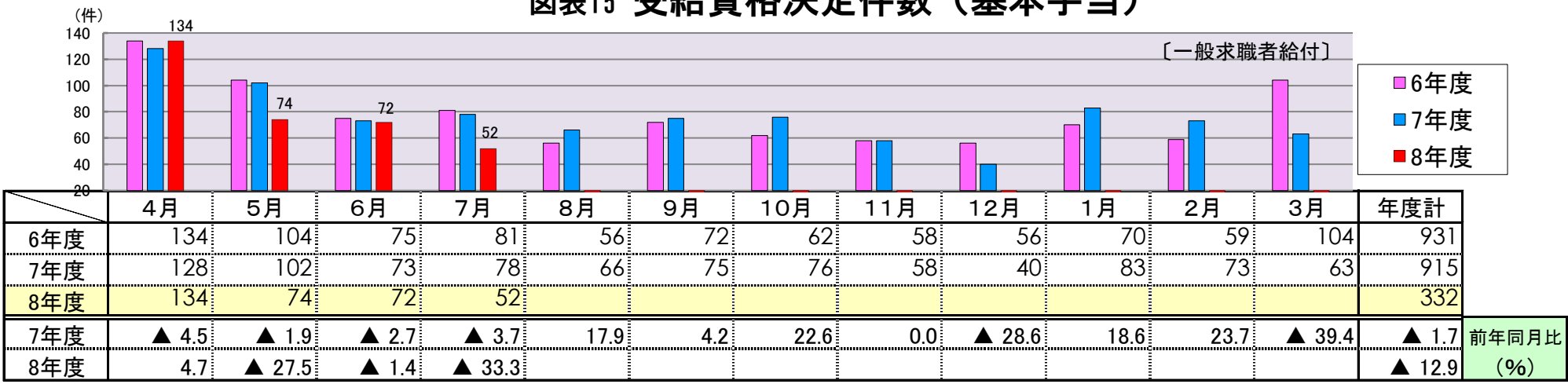


6年度	36	4	16	23	4	13	16	1	5	7	10	32	167	うち事業主都合
7年度	34	16	19	9	5	19	17	10	9	6	13	19	176	
8年度	39	23	9	56									127	

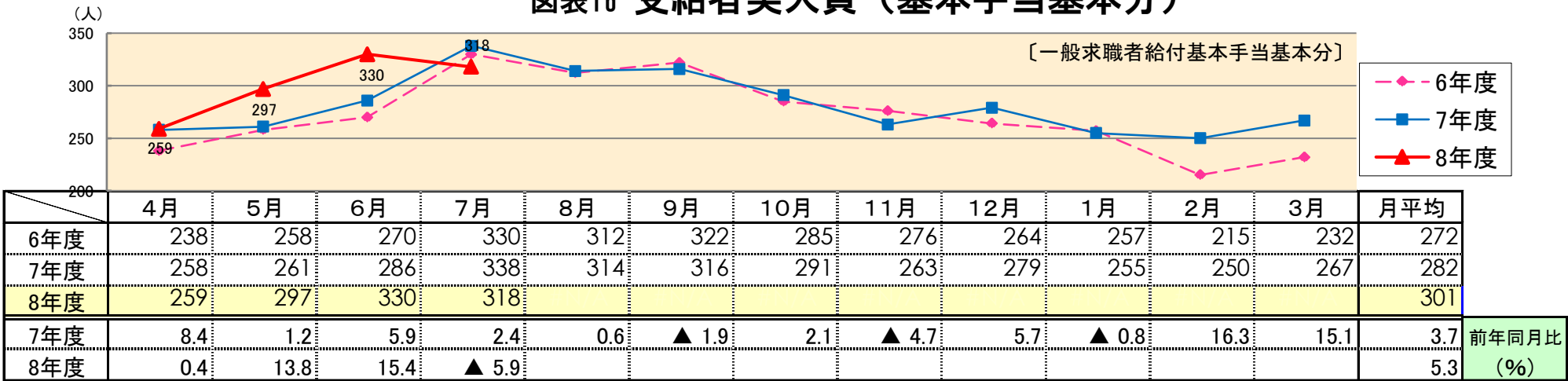
図表14 離職票交付枚数



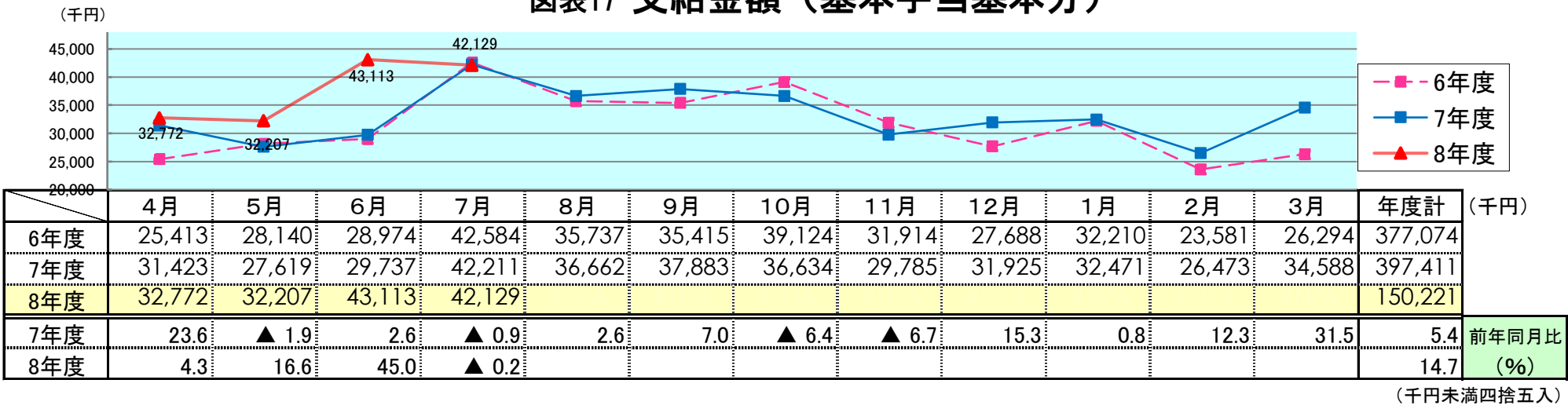
図表15 受給資格決定件数（基本手当）



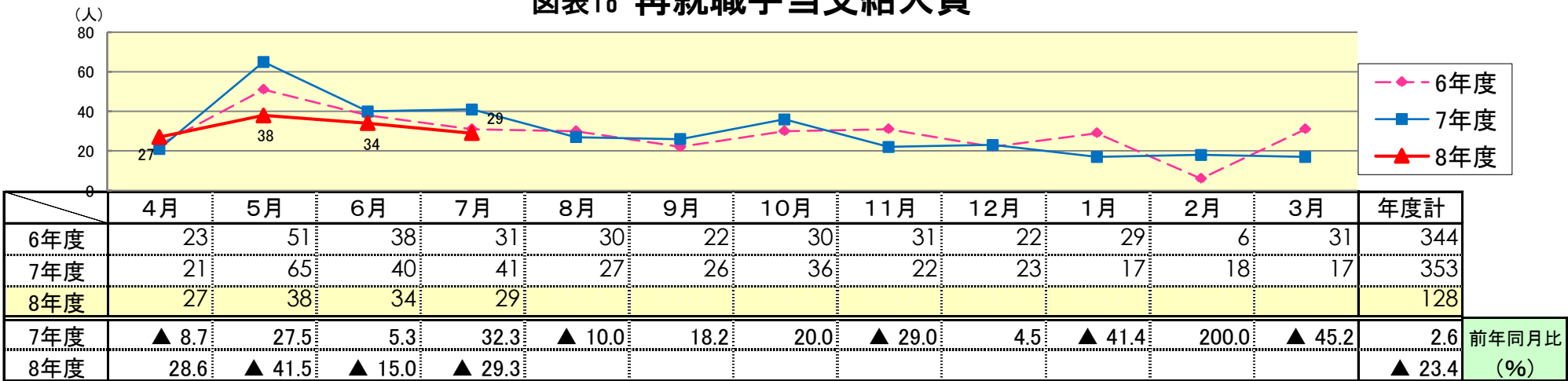
図表16 受給者実人員（基本手当基本分）



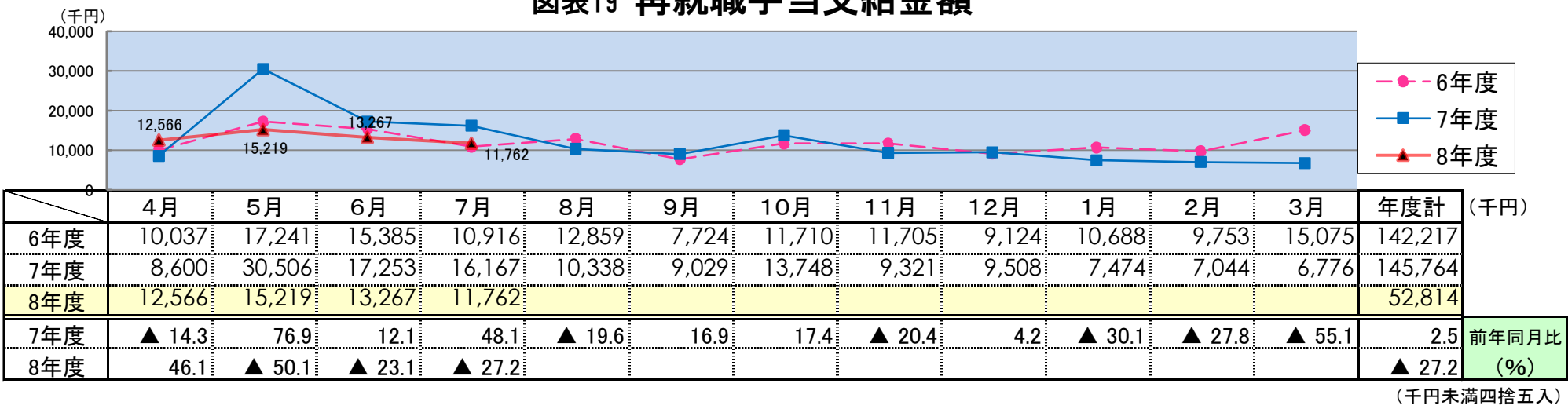
図表17 支給金額（基本手当基本分）



図表18 再就職手当支給人員



図表19 再就職手当支給金額



《用語解説》
●職業安定業務統計

【 一 般 】	「常用」と「臨時・季節」を合わせたものをいう。
【常用〔労働〕】	雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4カ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く）をいう。
【臨時／季節〔労働〕】	「臨時」は、雇用契約において1カ月以上4カ月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、「季節」は、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4カ月未満、4カ月以上の別を問わない）を定めて就労するものいう。
【新規学卒者】	卒業年の6月末日までに、公共職業安定所及び学校（職業安定法第27条の3及び第33条の2第1項第1号の規定による学校）において取り扱ったものをいう。
【パートタイム】	1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者のことをいう。このうち雇用期間の定めがないか、又は4カ月以上の雇用期間によって就労する者を「常用的パートタイム」、1カ月以上4カ月未満の雇用期間が定められているか、又は季節的に一定の期間を定めて就労する者を「臨時的パートタイム」という。
【正 社 員】	パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者のこという。
【新規求職申込件数】	期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数である。
【月間有効求職者数】	前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。）と当月の「新規求職申込件数」の合計数である。
【紹介件数】	求職者と求人の結合を図るため紹介した件数（他安定所からの連絡求人分への紹介を含む）である。
【就職件数】	有効求職者が安定所の紹介により就職したことを確認した件数である。
【新規求人数】	期間中に新たに受け付けた求人数（採用予定人員）である。
【月間有効求人数】	前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。）と当月の「新規求人数」の合計数である。
【充 足 数】	有効求人が、安定所の紹介により求職者と結合した件数である。
【求人倍率】	求職者に対する求人数の比率である。「新規求人数」を「新規求職申込件数」で除して得た「新規求人倍率」と「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得た「有効求人倍率」の2種類がある。
【就 職 率】	求職者に対する就職件数の割合である。「就職件数」を「新規求職申込件数」で除して算出する。
【充 足 率】	求人数に対する充足された求人の割合である。全国計では「就職件数」を「新規求人数」で除して算出し、都道府県別では「充足数」を「新規求人数」で除して算出する。

●雇用保険事業統計

【離職票提出件数】	雇用保険の基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとする者が、公共職業安定所に来所して離職票を提出した件数。
【受給資格決定件数】	離職者の提出した離職票に基づき、公共職業安定所長が基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受ける資格ありと決定した件数である。
【初回受給者】	同一受給期間内における基本手当の第1回目の支給を受けた者の数と雇用継続給付の第1回目の支給を受けた者の数を合わせたもの。
【受給者実人員】	求職者給付（高年齢求職者給付金及び特例一時金を除く。）及び就職促進給付（就業手当のみ）を受けた受給資格者の実数である。

■総務省労働力調査

【労働力人口】	15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口のことである。
【非労働力人口】	15歳以上人口のうち、労働力人口以外の人口のことである。
【完全失業率】	労働力人口に占める完全失業者の割合(%)である。
【完全失業者】	次の三つの要件を満たす者をいう。 ①仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者とならなかった） ②仕事があればすぐ就くことができる ③調査週間中に、求職活動をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）

注:③の条件は昭和25年に加えられ、それまでの「失業者」という用語の定義が変わったことを示すために**完全失業者**とされた。

原数値と季節調整値

労働力調査のような月次統計には、例えば、農業就業者が春から夏にかけて増加し、秋以降減少していくといった、季節的な要因で毎年同じような動きをするものがあり、これを季節変動と呼んでいます。
月次統計を分析する場合に、「原数値」によってちょうど1年前の同じ月と比較する場合には、こうした季節変動を考慮する必要はありません。しかし、例えば前月や前々月と比較する場合には、その変化が、景気変動によるものなのか、季節変動によるものなのか分かりません。このような季節変動を除去した数値が「季節調整値」です。（総務省統計局HP参照）
（※季節調整値は毎年、遡及改定[労働力調査では過去10年分]されます。）

